

黙示による包括的な同意を得る事項について

東海地区石油業健康保険組合

個人情報保護法では、個人情報取り扱い事業者(当組合含む)は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。ただし、同法第23条第1項において、

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

に該当する場合には、本人の同意を得る必要はないとされています。

また、被保険者にとって利益となるもの、又は事業所側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイダンスによって、黙示による包括的な同意で良いこととなっています。

したがって、当組合では別紙の事項について、黙示による包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方につきましては、当組合までお申し出下さい。

なお、特段の申し出がない場合は、同意いただいたものとして取扱わせていただきます。

同意を要する事項について

以下の事項についてはいずれも第三者提供に該当するため、本人の同意が必要となります。

なお、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいこととなっています

したがって、当組合では、以下の事項について、包括的な同意(黙示の同意)とさせていただきますので、同意されない方につきましては、当組合の個人情報相談窓口までご連絡下さい。

同意の方法について	<p>「明示の同意」とは加入者一人ひとりから文書で同意を得る方法ですが、この場合、東海地区石油業健康保険組合の負担が膨大であるうえ、加入者の皆様にとっても合理的とはいえないケースがあります。一方、「黙示の同意」は通知や公表に対して同意しない旨を申し出なかった人は同意したとみなすケースです。当健保において「黙示の同意」として対応する事例として次のようなケースがありますので、皆様のご理解とご協力をお願い致します。</p>	
	「明示の同意」の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト開示
	「黙示の同意」の事項	<p><u>事業主経由の取扱事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金による給付の申請書の提出・支給決定通知書の送付を世帯単位・事業主経由で行います。 ・ 上記支給決定をするにあたり、負傷原因届、第三者行為による被害届等が必要な場合は、その送付及び提出を事業主経由で行います。 ・ 特定疾病療養受給証交付申請の提出、受給者証交付を事業主経由で行います。 ・ 「医療費のお知らせ」の送付を世帯単位で纏め事業主経由で行います。 ・ 「医療費減額査定通知」の送付を世帯単位で纏め事業主経由で行います。 ・ 保健事業補助金の申請書の提出、支給決定通知書の送付を世帯単位・事業主経由で行います。 ・ 上記保健事業補助金申請書を提出するにあたり、添付する健診結果等の送付を事業主経由で行います。 ・ 保健指導対象者リスト、受診勧奨通知発送3か月経過後の未受診者リストの送付を事業主経由で行います。 ・ 高額医療費及び出産費に係る資金貸付金の申込み及び通知書の送付について事業主経由で行います。 <p><u>事業主への提供事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険料計算にあたり、介護保険該当予定者一覧(該当年月、記号番号、被保険者氏名、性別、資格取得月、生年月日、介護種別、標準報酬月額)を事業主に送付致します。 ・ 介護保険料計算にあたり、第二号被保険者満了予定一覧表(記号番号、被保険者氏名、性別、生年月日、資格取得年月日、第二号被保険者満了予定期間)を事業主に送付致します。 ・ 高齢受給者基準収入額適用申請書を対象者へ送付するにあたり、事業主へ高齢受給者(記号番号、被保険者氏名、該当者氏名)をお知らせして申請書をお渡し致します。